

答申第7号（諮問第6号）

答 申

第1 本審査会の結論

三種町教育委員会（以下「実施機関」という。）が、平成28年8月2日付け三種教発—672—1で審査請求人に対して行った公文書の公開決定処分（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求人の主張

1 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、三種町情報公開条例第5条の規定の基づき、審査請求人が行った「ふるさと文化館ピクチャーレール・ブラインド取付工事の三種町長三浦正隆宛領収書（〇〇〇〇〇〇円）に係る支出負担行為兼支出命令書等工事発注に係る全ての文書」（以下「対象公文書」という。）の公開請求（平成28年7月20日付け）に対し、実施機関が行った本件処分で公開を行った内容に不服が有り、追加して公文書の公開を求めるというものである。

2 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書を要約すると次のとおりである。

- （1） 山本ふるさと文化館におけるピクチャーレール・ブラインド取付け（以下「当該取付け」という。）業務に係る〇〇〇〇〇〇円の領収書（以下「当該領収書」という。）は、宛名が三種町長となっていることからして、公会計からの支出である。
- （2） 支出負担行為兼支出命令書等の工事発注に係る公文書が、三種町財務規則（以下「財務規則」という。）に基づいて作成されているはずである。請求の趣旨を理解した公文書の公開を求める。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書を要約すると次のとおりである。

- 1 審査請求人は、第〇〇回国民文化祭（以下「国文祭」という。）において、〇〇〇〇部門企画委員会の〇〇〇〇〇〇〇〇〇を務めており、実施機関は、国文祭実行委員会会計及び町一般会計から報酬を支払った。
- 2 平成〇〇年〇月〇〇日付けで、実施機関が支払った報酬額に相当する現金〇〇〇〇〇〇円（以下「当該現金」という。）が送付され、総務課及び企画政策課を経由し、実施機関が受領した。この時、支出元の会計に歳入処理を行わず、現金のまま保管した。
- 3 実施機関の内部で当該現金の取扱いについて協議を行い、財源の一部に当該現金を充て、当該取付けを実施することを決定した。
- 4 担当職員は、当該取付け業務を実施するに当たり、当該現金を充てる部分と町一般会計から支出する部分を分けて発注し、業務を進めたが、当該現金を充てる部分については、財務規則に基づく処理を行っていなかった。
- 5 当該取付けのうち、当該現金を充てる部分が完了した後、担当職員は保管していた当該現金を用いて、発注業者に支払い（以下「当該支払い」という。）を行った。この時、当該領収書の交付を受けている。
- 6 審査請求人は、財務規則に基づいて、当該領収書に関する支出負担行為兼支出命令書等の公文書が存在するはずだと主張するが、当該支払いについて財務規則に基づく処理が行われていないため、同規則に基づく公文書は作成されていない。担当職員が、財務規則に基づく処理を行わなかった理由は、当該現金を町一般会計等に歳入処理することなく、当該支払いに直接充てることとしていたことから、その必要が無いと判断したためである。
- 7 実施機関が保有する公文書のうち、対象公文書として特定すべき公文書は当該領収書そのものだけであり、これを公開とした本件処分は妥当である。

第4 本審査会の判断

1 審査請求について

実施機関は、当該支払いについて財務規則に基づく処理は行っておらず、対象公文書として特定すべき公文書は当該領収書のみであると説明する。

これに対し、審査請求人は、当該領収書の宛名が三種町長である以上、当該支払いは町の公会計から行われているはずで、財務規則に基づく公文書が存在しなければならないと主張し、それらを追加して公開することを求めている。

対象公文書の内容、審査請求の趣旨、双方の主張等を見るに、本件審査請求は、平成29年7月6日付けで実施機関から諮問を受け、同年12月22日付けで答申を行った諮問第3号案件の一部と類似する案件であると判断される。そこで、本審査会では、諮問第3号案件の類似部分に関する判断と同様に、当該領収書に係る公文書で、その作成が財務規則に規定されている文書の存否を検討し、本件処分の妥当性を判断する。

2 当該領収書に関して財務規則の規定に基づいて作成された公文書の存否について

(1) 実施機関が保有する文書等の調査

本審査会において、諮問第3号案件の答申を行うに当たり、当該取付けの関係簿冊、文書管理システム（文書の收受、起案等を一体的に管理しているシステム）の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象として、実施機関が保有する公文書等の調査を行った。この時、当該取付け業務に係る公文書のうち、当該領収書に関するものとして、見積書、請求書及び当該領収書の存在を確認したが、支出負担行為兼支出命令書といった財務規則に基づく文書の存在は確認されなかった。

(2) 実施機関の説明について

上記(1)の調査結果に加え、当該現金を歳入処理せずに、当該支払いに直接充てたことから、財務規則に基づく処理を行わなかったという実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

諮問第3号の答申を行うに当たり、本審査会において、平成26年度町一般会計及び国文祭実行委員会会計の決算書の調査を行い、当該現金が歳入処理されていないことを確認した。また、平成28年度三種町議会9月定例会において、当該現金が不適切に取り扱われたことを町当局が町議会に報告を行っていることを併せて確認した。これらの確認事項を踏まえれば、当該現金を歳入処理せずに、直接当該支払いに充てたという実施機関の説明には、一定の信頼性が有ると判断される。町一般会計を経由していない支出について、

財務規則に基づく処理を行っていなかったこと自体には不自然な点はなく、当該現金の不適切な取扱いの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

(3) 審査請求人の主張について

更に、審査請求人の主張を踏まえ、当該領収書以外に対象公文書が存在する可能性について以下検討する。

審査請求人は、公会計からの支出である以上、財務規則に基づく公文書が存在しなければならないと主張する。確かに、この主張には一定の合理性が認められるところであり、例えば、当該領収書に係る公文書として当該支払いに関する支出負担行為兼支出命令書が、同規則第53条の規定に基づいて作成されているはずである。しかしながら、当該現金が歳入処理されず、町一般会計を経由することなく当該支払いに充てられたことが事実だと判断することが妥当である以上、この主張を以て、当該領収書に係る公文書で、財務規則に基づいて作成された公文書が存在するとまでは言えない。

4 結論

当該支払いにおいて財務規則に基づく処理を行っておらず、当該領収書以外に対象公文書が存在しないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が有るとまでは判断されない。他に存在を認めるに足る事情も見当たらないことから、本審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 本審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

本審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年12月14日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成30年 1月19日	審議（平成29年度第9回審査会）
平成30年 2月22日	審議（平成29年度第10回審査会）
平成30年 4月20日	答申の協議（平成30年度第1回審査会）
平成30年 5月25日	答申の検討（平成30年度第2回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦